

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

基本的な考え方

当社は、「廣済」(「社会に貢献する」の意)の精神のもと事業を行ない、株主価値の最大化と持続的な企業価値の向上及び社会から信頼される企業を目指します。

そのために、収益力の向上はもちろんのこと、株主の権利を重視し、また、効率的で公正かつ透明性の高い経営の実践、コンプライアンスの徹底及び社会貢献活動の推進により、コーポレートガバナンスの充実に努めてまいります。

基本姿勢

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会における透明・公正かつ迅速・果断な意思決定のための、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けて、株主との対話に努めます。

当社ウェブサイトでも公表しております(<https://www.kosaido.co.jp/ir/info/governance/>)。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由は以下のとおりであります。

原則4-2

当社では、取締役会への提案は随時受け付けており、上程された提案については、経営会議で審議・検討のうえ承認されたものが取締役会で審議されております。

また、承認された提案が実行される際には、迅速・果断に意思決定できるよう取締役会や各取締役が経営陣幹部に対して支援を行っております。

常勤取締役の報酬について、中長期の業績反映のため、常勤取締役の月額報酬の一部の役員持株会への拠出による当社株式の購入を義務づけておりましたが、本年9月に役員持株会は解散いたしました。今後は、譲渡制限付株式報酬など中長期的インセンティブ報酬制度の来年度導入を目指してまいります。

補充原則4-2-1

常勤取締役の報酬について、中長期の業績反映のため、常勤取締役の月額報酬の一部の役員持株会への拠出による当社株式の購入を義務づけておりましたが、本年9月に役員持株会は解散いたしました。今後は、譲渡制限付株式報酬など中長期的インセンティブ報酬制度の来年度導入を目指してまいります。

補充原則4-11-3

当社の取締役会では取締役会の実効性について2016年度に行った自己評価及び分析から得られた課題を明確にして継続的にその改善に取り組んでおります。改善結果については、取締役会での確認が未了のため、新体制下では改めて改善結果の確認を行うとともに、新たに取締役会の実効性について分析・評価を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社のコーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示は以下のとおりとなります。

なお、当社では、本報告書を以下の当社ウェブサイトでも閲覧できるようにしております。

<https://www.kosaido.co.jp/ir/info/governance/>

原則1-4

政策保有株式として保有する上場株式については、取引先との取引関係や金融機関との金融取引その他様々なステークホルダー等との信頼関係の維持と強化により当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の増大に資することを条件として保有することを基本的な方針としております。

個別の政策保有株式の保有の適否は、毎年取締役会で保有の必要性や保有に伴う便益と資本コストに見合っているか等につき事業と投資の両面から検証し、検証結果をコーポレートガバナンス報告書で開示いたします。その結果、保有意義が希薄化した株式がある場合は相手先企業との対話を行い、その結果保有意義が認められない場合は売却いたします。

なお、2019年3月末の政策保有株式は16銘柄で、検証の結果保有意義の希薄化が認められた銘柄があり、売却に着手しております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、その議案の保有目的への適合性や発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上が期待できるか等を総合的に判断し、行っております。

原則1-7

当社は、関連当事者間の取引については取締役会決議事項として、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で、取締役会において決議しております。

また、主要な株主との取引については、一般の取引と同様に市場価格を十分勘案し、希望価格を提示して交渉のうえ決定しています。

当社の全ての役員に対して、年1回関連当事者間取引の有無について確認をする調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

原則2-6

当社には、基金型の企業年金制度はございません。なお、社員の資産形成のため、確定拠出年金制度を導入しております。

原則3-1

1. 当社は、経営理念、中期経営計画を以下のとおり定めております。

(1) 経営理念

廣済堂グループは、1949年に印刷会社として創業以来、社名にある「廣済」(広く社会に貢献する)を経営理念として、印刷、IT、人材、出版、葬祭などの各事業を通して、社会の発展と人々の豊かな暮らし創りの担い手として、信頼される企業グループを目指しております。

また、お客さまに必要とされる商品やサービスを提供すべく、お客さまや生活者のニーズの一步先を読みながら、常に新しいものに挑戦する「進取の精神」で事業展開を進めてまいりました。

当社グループは、社会環境の変化、ライフスタイルや価値観の変化の中で、お客さまに真に必要な商品やサービスは何かを探り、提供していく「お客さま第一主義」を今後も追求し、社会から必要とされ、また社会的責任を果たせる企業集団となるよう努めてまいります。

(当社ウェブサイトでも公表しております : <https://www.kosaido.co.jp/ir/info/idea/>)

(2) 中期経営計画の概要

当社は、2017年4月から2020年3月までの3ヵ年における第3次中期経営計画「KOSAIDO Re-Innovation」を策定し、2017年5月15日に開示しております。

【基本方針】

当計画において、第2次中期経営計画までに実行した業務提携及び投資実績を活かしながら、コア事業の競争力強化および再構築、事業ポートフォリオの見直し、必要な財務対策の実施、経営管理体制の強化を図り、着実な利益の確保を目指します。

【重点戦略】

1 コア事業の競争力強化および再構築

- ・全グループの「顧客」という経営資源を最大限活用した営業戦略を立案し実行します。
- ・コア事業である印刷事業、人材事業の競争力強化を事業戦略の主眼とし、グループのコアコンピタンスやコスト構造を再整理の上、事業再構築を行い、収益力の向上を目指します

2 事業ポートフォリオの見直し

- ・選択と集中による経営資源の適正配分を実施します
- ・次世代の成長事業を見極め、不採算事業の縮小、撤退方針を明確化します
- ・事業戦略を踏まえた保有資産の最適化を図ります

3 業態・組織変革

- ・事業採算重視を明確にする純粋持株会社(ホールディングカンパニー)への移行を検討します
- ・拠点集約による連携強化および業務迅速化を図ります
- ・顧客の課題解決やニーズに的確に応えられる「付加価値創出ビジネスモデル」へ変革します(ライフスタイル関連事業部門の創設など)
- ・廣済堂グループのシナジーやバリューチェーンの再強化を図ります
- ・会社組織再編成、資産リストラクチャリングも視野に入れた必要な財務対策を実施します
- ・経営層の若返りおよび世代交代を促進し、若手人材の育成を図ります
- ・経営管理体制の強化を図ります

【数値目標(連結ベース)】

最終年度(2020年3月期)の経営目標数値を以下の通り設定しました

売上高	380億円
営業利益	34億円

(中期経営計画の詳細はこちら : <https://www.kosaido.co.jp/ir/info/midterm/>)

2. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本姿勢につきましては、本報告書の「1.1. 基本的な考え方」に記載しておりますのでご参照ください。なお、以下の当社ウェブサイトでも公表しております。

(当社ウェブサイト <https://www.kosaido.co.jp/ir/info/governance/>)

3. 取締役の報酬は、株主総会で承認された金額を上限として、役位、業績、貢献度等の諸般の要素を考慮した上で取締役会が報酬の原案を作成し、本案について独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会の審議及び答申を受けたうえで、取締役会で決定しております。

4. 取締役及び監査役の候補者の指名と選任に際しては、人格、能力、識見、経験、実績、経営者としてのバランス感覚に加え選任時の事業環境への適合性等の要素を総合的に判断することを方針とし、取締役会決議により、取締役・監査役の候補者を決定しております。なお、取締役候補者の指名と選任に際しては、独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会での審議と答申を受けたうえで、取締役候補者を取締役会で決定しております。

代表取締役及び取締役の解任については、健康上の理由により職務継続が困難となった場合、任務懈怠により企業価値を大きく損なった

場合、選任時の資質が失われたと認められる場合、その他適格性を欠くと認められる場合に、指名報酬委員会の審議・答申を経たうえで、取締役については株主総会への解任議案の提出又は再任議案の不提出を、代表取締役については解任を取締役会で決定いたします。

5. 当社は、全ての取締役候補者及び監査役候補者の選任・指名理由について、株主総会招集通知において開示しております。

補充原則4-1-1

当社は、取締役会で判断・決定する事項として「取締役会決議事項」を定め、それ以外の事項についても経営会議、代表取締役、担当取締役、事業部長等の意思決定機関ごとに「決議・決裁基準」を定めております。

原則4-9

独立社外取締役の候補者の選定にあたっては、東京証券取引所が定める独立性基準を選任の基準としております。なお、独立社外取締役の候補者を選定する場合は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。

補充原則4-11-1

当社は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性の考え方と、取締役候補者の指名についての考え方を一致させております。

なお、取締役候補者の指名の方針及び手続きにつきましては、原則3-1の4.をご参照ください。

また、当社は定款で取締役の員数を7名と定めておりますが、これは迅速な意思決定を進めていく上で適切な員数であると考えております。

補充原則4-11-2

当社の取締役・監査役は、それぞれの役割や責務を適切に果たすために十分な時間と労力を充てております。また、当社の取締役及び監査役の兼任の状況は、毎年、定時株主総会の招集通知に記載しております。

補充原則4-11-3

当社の取締役会では取締役会の実効性について2016年度に行った自己評価及び分析から得られた課題を明確にして継続的にその改善に取り組んでおります。改善結果については、取締役会での確認が未了のため、新体制下では改めて改善結果の確認を行うとともに、新たに取締役会の実効性について分析・評価を行ってまいります。

補充原則4-14-2

当社は、取締役及び監査役に対するトレーニングの方針として以下のとおり定めております。

1. 取締役または監査役が新たに就任する際は、当社の事業・財務・組織等についての説明や研修を行う。
2. 取締役または監査役の就任後は、取締役及び監査役は各自で随時トレーニングを行い、当社もセミナーや研修の紹介等トレーニングへの参加を推奨する。
3. 取締役または監査役のトレーニングの費用は、原則として当社が負担する。

原則5-1

当社の株主・投資家との建設的な対話を促進するための方針は、以下のとおりとなります。

1. 当社では、株主・投資家との対話については、代表取締役が統括し、経営企画・財務本部、管理本部担当取締役が補佐する体制としております。
2. 株主・投資家との対話を促進するため、社内の関連部署は、開示資料の作成・審査や必要な情報の共有など、必要かつ適切な連携を取りながら、適時かつ適正な情報開示を行う体制を整備しております。
3. 当社は、株主・投資家との対話を促進する手段として、当社ウェブサイトで四半期ごとの決算説明資料などにより情報開示を充実してまいります。
4. 株主・投資家との対話において把握された意見につきましては、各取締役にフィードバックし情報を共有しております。
5. 当社では、業務、運営、財産に関する事実、決算及び業績予想等に関する未公表の事実を厳重に管理する内部情報等管理規程を定め、社内でインサイダー情報の管理を行うとともに、一方で、株主・投資家との対話もかかる規程に従い行っております。また、決算発表前の期間はサイレント期間とし、株主・投資家との対話を制限しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
グローバルワーカー派遣株式会社	3,088,500	12.39
櫻井 美江	2,413,366	9.68
株式会社レノ	2,169,800	8.71
株式会社南青山不動産	1,186,100	4.76
株式会社アジアゲートホールディングス	831,800	3.34
株式会社ヤクルト本社	746,000	2.99
廣済堂取引先持株会	744,300	2.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	733,800	2.94
凸版印刷株式会社	626,090	2.51
廣済堂社員持株会	587,624	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中辻 一夫	他の会社の出身者											
松沢 淳	他の会社の出身者											
渥美 陽子	他の会社の出身者											
神垣 清水	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中辻 一夫		――	株式会社バンダイに長年にわたり在籍し、同社取締役としての経験と当社監査役としての経験を活かし、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。
松沢 淳	○	――	企業経営における豊富な経験と実績を有しており、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者といたしました。

渥美 陽子	○	——	弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。
神垣 清水	○	——	検事および弁護士として企業法務に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外取締役として当社経営の監督と助言を行うに適切な人材と判断し、社外取締役候補者いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	1	4	0	2	社外取締 役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	1	4	0	2	社外取締 役

補足説明

指名・報酬委員会は、独立社外取締役3名、社外取締役1名、独立社外監査役2名、代表取締役1名をメンバーとし、委員長は独立社外取締役が努めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部署である内部監査室は、年2回の現地監査を監査役と共同で実施しており、その結果を取締役会で各取締役に報告・指示するという体制により、取締役との連携を図っております。また、内部監査室は、監査役と共に現地監査を実施する他、日常的に情報交換を行う等により、監査役との連携を図っております。

会計監査人と監査役は、会計監査や四半期レビューの報告等を通じて連携を確保しております。また、会計監査人は、監査役や内部監査部門（内部監査室）との間で情報交換を行う等して協力関係を構築しております。さらに、外部会計監査人、社外取締役、社外監査役、監査役及び内部監査部門をメンバーとする定期的な会合を開催しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l m
加藤 正憲	他の会社の出身者												
沼井 英明	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
加藤 正憲	○	――	公認会計士としての豊富な経験や幅広い知見を有しており、社外監査役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う適切な人材と判断し、社外監査役候補者といいました。
沼井 英明	○	――	弁護士として企業法務等に精通し、その豊富な経験や幅広い知見は、社外監査役として経営の重要な意思決定及び業務執行に対する監督を行う適切な人材と判断し、社外監査役候補者といいました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

松沢淳氏、渥美陽子氏、神垣清水氏、加藤正憲氏及び沼井英明氏は、東京証券取引所の独立性基準及び役員属性に該当せず、当社経営陣から独立しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役と判断し、独立役員として指定しました。
なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準を当社社外役員の独立性基準としております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

常勤取締役の報酬について、中長期の業績反映のため、常勤取締役の月額報酬の一部の役員持株会への拠出による当社株式の購入を義務づけておりましたが、本年9月に役員持株会は解散いたしました。今後は、譲渡制限付株式報酬など中長期的インセンティブ報酬制度の来年度導入を目指してまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬は、社内取締役、社外取締役、監査役、社外監査役の別に各々の総額を有価証券報告書に揭示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

経営陣幹部及び取締役の報酬は、株主総会で承認された金額を上限として、役位、業績、貢献度等の諸般の要素を考慮した上で取締役会が報酬の原案を作成し、本案について独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会の審議及び答申を受けたうえで、取締役会で決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社の取締役及び監査役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ提供を求め、情報提供を求められた部門は情報や資料を適宜提供しております。取締役については、取締役会事務局が中心となり、その支援を行っております。監査役については、監査役を支援する人員を配置しておりませんが、監査役の職務の必要に応じ、適宜各部門の人員が支援に当たる体制としております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
_____	_____	_____	_____	_____	_____

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	更新	0 名
--------------------------	----	-----

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

監査役設置会社として、取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監督及び監視を可能とする経営体制を構築し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、取締役による迅速な意思決定と責任の明確化を図り、経営の公正性及び透明性の向上に努めております。また、社外取締役4名を選任し取締役の過半数を社外取締役としており、専門的な知識と経験により、中立的な立場から経営に対する助言・提言をいただいております。なお、社外取締役3名を独立役員として指名しております。

監査役につきましては、常勤監査役1名、社外監査役2名を選任し、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しており、ガバナンスのあり方や運営状況を監査しております。また、社外監査役2名を独立役員として指名しております。

社外取締役及び社外監査役の役割は、中立・公平な立場を保持し、株主の負託を受けた独立機関として、経営の中立性・客観性の確保を担保することであると理解しております。

社外取締役、社外監査役からは、客観的な立場から経営に関する適時適切な意見または助言・提言をいただき、迅速で適正な意思決定の維持・確保に努めております。

当社の経営・業務執行の意思決定におきましては、取締役会を通して透明性、適法性などの監視機能を果たしております。また、独立社外取締役及び独立社外監査役を主なメンバーとする任意の指名・報酬委員会を設置しており、本委員会は、取締役の報酬及びその決定方針並びに取締役の各候補者案についてそれぞれ審議を行い、取締役会に対して答申を行います。

社外取締役の中辻一夫、松沢淳、渥美陽子、神垣清水の各氏及び社外監査役の加藤正憲、沼井英明の各氏とは、当社は、人的関係、資本的関係、取引関係、利害関係等はありません。

取締役会は常勤取締役3名及び社外取締役4名並びに監査役が出席し、原則月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営目標や経営戦略など重要な事業戦略、また法令で定められた事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督します。また、経営会議を適宜開催し、迅速な経営に努めております。

なお、社外取締役の選任につきましては、その候補者の選定にあたり、東京証券取引所が定める独立性基準を選任の重要な基準とするともに、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を候補者として選定するよう努めております。また、社外監査役の選任につきましては、その候補者の選定にあたり、監査役としての必要な知識を有し、また、法律、財務及び会計、経営等の専門的知識を有していることを選任の重要な基準とするともに、取引関係及び知識や経験等、独立性の確保を十分に検討した上で決定するように努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しております。主な機能は、取締役会及び監査役会を設置し、重要な業務執行の決議、監督並びに監査を実施しております。当社がこのような体制を採用している理由は、経営体制の整備、業務執行に関する監査機能の充実、コンプライアンスの徹底、経営の透明性の向上を図るためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期開示を行っております。具体的には、法定の株主総会招集通知発送日の3営業日前に当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイト「東証上場会社情報サービス」にて閲覧ができるよう開示を行っております。 また、今後は、会計監査人による適切な監査時間の確保等情報の正確性を担保することを考慮しつつ、招集通知の早期発送にも努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主との対話の充実や多くの株主が株主総会に出席できる日程を設定することに配慮しつつ、一方で、法定の株主総会招集通知発送日前の招集通知の電子的開示並びに議決権行使書の郵送による議決権行使及び議決権の代理行使を採用している観点と、監査役及び会計監査人による実効性のある監査のための十分な監査期間の確保という観点の両面から、適切と思われる開催日を設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社では、現在の当社の株主における機関投資家及び海外投資家の比率が高いとは言えないことを勘案し、議決権の電子行使を可能とするための環境作り(議決権電子行使プラットフォームの利用等)は今後の機関投資家及び海外投資家の比率の推移その他の事情を考慮して、必要に応じて検討してまいります。 以下、「議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み」でも同様です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	本項目は、「電磁的方法による議決権の行使」の項目と同様です。
招集通知(要約)の英文での提供	当社では、招集通知のうち招集事項(狭義の招集通知)及び参考書類を英訳したものを、当社ウェブサイトで公開しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無
------	---------------

ディスクロージャーポリシーの作成・公表	(1)基本方針 当社は、経営理念として「人類共通の普遍文化である印刷出版情報事業に携わるものとして、より良い環境、豊かな生活、希望に満ちた未来を実現するため、全ての社会や地域の人々と信頼の絆を結ぶと共に、企業としての責任と求められる適正な行動を自覚し、社会から常に貢献を認められる企業であることを目指します。」と謳っており、これに立脚し以下の方針によって情報開示とIR活動を行ってまいります。 (2)開示情報の基準 東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」という)に基づき、会社情報の適時開示を行います。また、適時開示規則の基準に照らして開示する義務がない情報についても、株主・投資家の皆様への情報開示が有益と判断するものについては、積極的な開示を行います。 (3)情報開示の方法 適時開示基準に基づく開示事項に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システムTDnetにて開示します。TDnetにて開示された情報は、可及的速やかにホームページにも掲載いたします。 適時開示基準に該当しない情報を開示するに当たっても、プレスリリース、ホームページへの掲載などの適切な方法により、できるだけ正確かつ公平に当該情報が投資家の皆様に伝達されるように配慮いたします。 (4)コミュニケーションの充実 適時開示情報とあわせ、分かりやすいIRツール(広報誌「日新」、「決算説明資料」等)の発行やホームページの充実等の手段によって、株主・投資家の皆様が、当社の戦略・事業モデル、事業環境、財務状況等を、総合的・長期的に把握できるように努めます。 また、株主・投資家へのエンゲージメントや日々のお問い合わせに対する回答等を通じて、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションの充実に努めます。 (5)沈黙期間 当社では決算情報に関して、公表前の漏洩を防ぎ、公平性を確保する観点から、沈黙期間を設けます。具体的には、決算日翌日から決算発表日までの数週間を沈黙期間とします。沈黙期間中は、決算に関する質問への回答やコメントを一切控えることとします。 (6)免責事項 開示情報には、当社の将来についての計画や戦略、業績に関する予想及び見通しの記述が含まれております。これらの記述は過去の事実ではなく、当社が現時点で把握可能な情報から判断した仮定及び所信に基づく見込みであります。また経済動向、業界における厳しい競争、市場需要、燃料価格、為替レート、税制や諸制度などに関するリスクや不確実性を含んでおります。このため実際の業績は当社の見込みとは異なるかもしれないことをご承知おき願います。 開示情報は投資勧誘を目的としたものではありません。投資に関する決定は利用者ご自身のご判断において行われるようお願いいたします。
IR資料のホームページ掲載	ホームページ(http://www.kosaido.co.jp)に、決算情報(決算短信、四半期決算短信)、報告書その他適時開示資料を掲載しております。
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画・財務、管理本部を設置しております。
その他	アナリスト・機関投資家向けには個別対応し、スモールミーティングなども実施しています。また、四半期毎の決算説明については、ホームページで詳細を掲載しております。

3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動については、ホームページに掲載の通り、当社の企業活動における基本である「廣済堂企業行動憲章」のもと、コーポレートガバナンス、コンプライアンスの推進、環境への取り組み、品質管理の徹底、人材活用と職場環境の整備、ISMSの取り組みの6項目を重点的に実施しています。環境への取り組みにつきましては、全社版の「環境報告書」を発行し、ホームページにも掲載しております。
その他	・女性の活躍の方針・取組などについて 当社では、2009年にくるみんマークを取得し、女性の活躍促進に向けて、仕事と両立に向けた職場環境の整備を進めてまいりました結果、女性の育児休業取得率も大幅にアップしてまいりました。また、当社において女性役員を1名登用しております。当社では創業当時から役職ならびに給与・処遇において、性別にこだわらず、人格、識見、能力を基本に判定しており、キャリア形成の支援となる人材育成研修も強化しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システム構築の基本方針」は、以下のとおりです。

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 取締役会を定期的に開催する等、取締役が相互に職務執行の法令及び定款適合性を監視するための十分な体制を構築する。
 - ロ コンプライアンスに係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行うとともに、部署又は支店ごとにコンプライアンス担当者を置いて現場ごとのきめ細かい管理を行う。
 - ハ 全社的に法定的リスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクについて効果的な統制活動を行う。
 - ニ 情報・伝達の機能として、社内通報制度を持つ。
 - ホ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
 - ヘ 財務報告に係る内部統制については、会社法及び金融商品取引法、並びに東京証券取引所規則等との適合性を確保するため、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
 - ト 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体として毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
 - チ 当社の監査役及び内部監査室は、子会社の業務活動について、法令、定款への適合の観点から監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。
2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 情報の保存及び管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
 - ロ 社内規程・議事録・稟議書・契約書・人事関連文書・権利証書・行政関係文書といった性質に応じて、文書名・保存年限・保存部署・保存形式を定めて保存・管理責任の所在を明確にし、徹底した管理を行う。
 - ハ 情報セキュリティに係る対策については、専門部署を設けて十分な体制を構築する。
 - ニ 取締役・監査役の閲覧手続きを明確化する。
 - ホ 子会社に対して、一定の重要事項については、子会社の取締役会で決定する前に、当社に承認を求め、又は報告することを義務付ける。
 - ヘ 当社は、当企業集団の子会社の社長などをメンバーとした連絡会を定期的に開催し、そこで経営活動等に関する報告を受けるものとする。
3. 当社及び子会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ リスク管理に係る社内規程を定め、これに基づいて、統括責任者として担当役員を置き、その所轄下に事務局機能を有する部署を設けて全社的な管理を行う。
 - ロ 全社的なリスクを評価して対応を決定し、統制すべきリスクごとに責任部署を明確化して効果的な統制活動を行う。
 - ハ 危機時のプラン及び緊急連絡網を整備する。
 - ニ 子会社のリスク管理については、子会社からの報告を適宜受けると共に、当社の監査役及び内部監査室が子会社のリスク管理状況の監査を行い、必要な助言、勧告及び指導を行う。
4. 当社及び子会社における取締役の職務執行の効率性を確保するための体制
 - イ 取締役会は、会議を開催して、中長期的な観点から経営計画を策定し、毎期の業績目標を設定する。適宜、目標に対する分析を行い、必要に応じて目標の修正を行う。
 - ロ 代表取締役・業務執行取締役は、その職務の執行の効率性を月度で開催する取締役会で報告し、そのレビューの結果に基づき、効率的な意思決定を行う。
 - ハ 取締役の意思決定を効率的に執行するために有効な職務分掌・稟議規程を定め、業務執行組織を運営する。
 - ニ 当社の内部監査室は、当社及び当企業集団の内部統制の有効性について監査を行う。
 - ホ IT対応に係る内部統制を整備し、有効な社内コミュニケーション機能を有する。
 - ヘ 当社は、子会社の機関設計及び業務執行体制につき、子会社の事業、規模、当企業集団内における位置づけ等を勘案のうえ、定期的に見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるように監督する。
 - ト 当社は、子会社における意思決定について、子会社の取締役会規程、職務権限規程その他の各種規程に基づき、子会社における業務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な業務執行が行われるよう、必要に応じて指導を行う。
5. 当企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社は、当社の「関係会社管理規程」に前記1、2、3及び4における子会社に関する事項を定めると共に、これに基づいて、当社の事務局部署を設けるなど、当企業集団全体の業務の適正を確保するための組織を整備する。
 - ロ 第1項第二号の社内通報制度については、当企業集団全体を対象とする。
6. 監査役の監査環境に係る体制
 - イ 補助使用人に関する事項
 - 監査役の職務を補助すべき常傭の使用人は設けないが、必要の都度、監査役の業務を補助するための人員を配置することとする。人員の選任に当たっては、使用人の独立性の観点から、担当取締役と監査役が意見交換を行うこととする。
 - ロ 当社の取締役及び使用人の監査役への報告に関する事項
 - (イ) 取締役は取締役会等の重要な会議において、随時担当業務の執行状況の報告を行なう。
 - (ロ) 取締役及び使用人は、当社及び当企業集団に著しい影響を及ぼす事実が発生し、又は発生するおそれがあるときは、監査役に速やかに報告する。
 - ハ 子会社の取締役、監査役その他の役職員が当社の監査役に報告するための体制
 - 子会社の役職員は、当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、直ちに当社の監査役へ報告する。
 - ニ 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 本項に定める監査役への報告をしたものに対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとする。
 - ホ 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する事項

監査役が、その職務の執行について、当社に対し費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

へ その他監査の実効性確保に関する事項

(イ) 監査役は、あらゆる会議への出席権限を有する。

(ロ) 取締役は、監査役の取締役及び使用人に対する調査・是正権限の円滑な行使のため、監査役と当企業集団の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適時・適切に行なえるよう協力する。

(ハ) 監査役会は、コンプライアンス部署、情報保存・管理部署、リスク管理部署、内部監査室との連携を図るとともに、会計監査人からも会計監査の内容について説明を受け、情報の交換を行うなど連携を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の安寧秩序に背く、全ての反社会的勢力、団体を否定し、理由のない要求や利益の誘導と断固闘います。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制については、迅速且つ適正な開示ができるよう、各事業部門、グループ会社は適時開示の関係部門である経営企画・財務本部及び管理本部と連携し、速やかに報告を行います。また、適時開示を必要とする重要事実や会社情報は、担当取締役及び情報取扱責任者が会社開示基準に則り、速やかに情報開示を行います。なお、適時開示を必要とする重要事実や会社情報のうち取締役会決議が必要なものにつきましては、担当取締役及び情報取扱責任者が経営会議に報告を行い、経営会議での協議・審議及び取締役会の決議を経た後、会社開示基準に則り、速やかに情報開示を行います。

【適時開示体制の概要】

